

証券コード 9934
平成22年5月31日

株 主 各 位

大阪市西区立売堀4丁目11番14号
因幡電機産業株式会社
代表取締役社長 守 谷 承 弘

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年6月17日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月18日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 大阪市西区立売堀4丁目11番14号
当社 11階会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第62期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第62期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.inaba.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、在庫調整の一巡や国内経済対策の効果により持ち直してきたものの、世界的な金融危機を契機とする長引く景気低迷が設備投資や個人消費を引き続き抑制しており、依然として厳しい環境下にありました。

当社グループの係わる電設資材業界は、企業収益の悪化による設備投資の抑制や消費者の住宅取得マインドの冷え込みなどにより、景況感の悪化が継続しました。

また自社製品の係わる空調業界は、省エネ家電購入の際に発行されるエコポイント制度の効果による特需が期待されたものの、平成21年度のルームエアコンの国内出荷台数は691万台（前年同期比8.9%減）となり、その効果が波及するには至らず、低調に推移しました。

このような情勢のなか、当社グループはコスト削減策を中心とした緊急対策を実施してまいりましたが、市況の低迷による主力商品の販売減少が大きく影響し減収減益となりました。

この結果、連結売上高1,521億15百万円（前年同期比11.4%減）、連結営業利益62億69百万円（前年同期比29.6%減）、連結経常利益66億57百万円（前年同期比27.0%減）、連結当期純利益38億24百万円（前年同期比10.4%減）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度より、事業の種類別セグメントの「空調配管事業」を「空調部材事業」に名称変更しております。事業実態により適した名称への変更であり、セグメント区分に変更はありません。

<電気機器事業>

建設投資が依然として低調に推移するなか、配分電盤をはじめ電設資材全般において売上が減少したことに加え、銅価格が下落した影響によって電線ケーブル類の売上が大幅に減少した結果、連結売上高1,110億75百万円（前年同期比9.3%減）、連結営業利益24億47百万円（前年同期比4.9%減）となりました。

<産業機器事業>

液晶デバイスをはじめ電子部品の売上が期央以降に増加するなど、業績の底打ちが鮮明になったものの、設備投資の抑制によって急減した需要が回復するまでには至らず、連結売上高175億95百万円（前年同期比13.1%減）、連結営業利益2億81百万円（前年同期比20.2%減）となりました。

なお、平成21年10月1日付にて、産業機器の製造及び販売を事業目的とする春日電機㈱を設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。同社は、更生会社 春日電機㈱より事業を譲り受け、事業再建を進めるとともに、新製品開発等において当社とのシナジーを追求してまいります。

<空調部材事業>

主力製品である空調配管化粧カバー「スリムダクトシリーズ」は、夏場の天候不順や新設住宅着工低迷の影響により売上が減少したほか、被覆銅管は銅価格の下落等に伴う販売価格の低下により売上が大幅に減少した結果、連結売上高233億67百万円（前年同期比19.1%減）、連結営業利益35億19百万円（前年同期比40.3%減）となりました。

事業の種類別セグメント売上高

区 分	売上高	構成比	前年同期比
	百万円	%	%
電 気 機 器 事 業	111,075	73.0	90.7
産 業 機 器 事 業	17,595	11.6	86.9
空 調 部 材 事 業	23,367	15.3	80.9
そ の 他 の 事 業	76	0.1	58.2
合 計	152,115	100.0	88.6

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当社グループでは、春日電機㈱による事業譲受に伴う投資を中心に企業競争力の強化及び中長期的な成長のため、総額7億21百万円の設備投資を実施いたしました。これに要した資金につきましては、すべて自己資金にて賄っております。

(3) 対処すべき課題

当社グループの中核事業は建設業界の川下に位置し、国内における建設需要の低迷を背景とした趨勢的なマーケットの縮小が予想されます。特に、リーマン・ショック以降は、設備投資や住宅投資の冷え込みが深刻化し、極めて厳しい状況が続いております。

このような認識のもと、当社グループは、中長期的な成長に向けて次の重点施策を実行してまいります。

①自社製品・PB（プライベートブランド）商品の開発

空調部材を中心とした「INABA DENKO（因幡電工）」、マルチメディア情報配線システム「Abaniact（アバニアクト）」といった自社ブランドを展開しております。顧客ニーズに対応した付加価値の高い自社製品やPB商品の開発を加速し、収益力の強化を図ってまいります。

②環境ビジネスの推進

太陽光発電システムの専任組織「太陽光発電プロジェクト」を昨年8月に立ち上げ、太陽光発電設備及び関連部材の拡販に注力しております。このほか、LED照明など今後成長が見込まれる省エネ・環境配慮型商品の販売を軸として環境ビジネスを積極的に推進してまいります。

③コスト削減の徹底

価格競争が激化するなか、無駄の排除による諸経費の節減、生産や物流の合理化といったコスト削減を徹底し、経営効率の向上を追求してまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 59 期 平成19年 3 月期	第 60 期 平成20年 3 月期	第 61 期 平成21年 3 月期	第 62 期 平成22年 3 月期 (当連結会計年度)
	百万円	百万円	百万円	百万円
売 上 高	182,693	187,339	171,664	152,115
経 常 利 益	10,129	10,521	9,116	6,657
当 期 純 利 益	5,788	5,966	4,267	3,824
1株当たり当期純利益(円)	260.77	266.22	191.16	174.05
総 資 産	115,151	116,089	105,068	110,431
純 資 産	63,415	65,237	64,748	67,322
1株当たり純資産額(円)	2,832.80	2,900.87	2,944.02	3,056.57

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。

(5) 重要な子会社の状況 (平成22年 3 月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
日 本 オ ー ト メ (株)	30 百万円	100 %	産業機器事業
イナバエンジニアリング(株)	30	100	産業機器事業
ア イ テ ィ エ フ (株)	20	70	電気機器事業
イナバビジネスサービス(株)	10	100	旅行代理店業
東 光 電 機 産 業 (株)	50	100	電気機器事業
春 日 電 機 (株)	300	100	産業機器事業

(6) 主要な事業内容（平成22年3月31日現在）

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び関係会社10社により構成されており、電設資材及び制御機器等の卸販売並びに空調部材等の製造販売を事業活動として展開しております。

なお、平成21年10月1日付にて、産業機器の製造及び販売を事業目的として設立した春日電機㈱及びその子会社1社を当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

当社グループの事業内容は次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	主 要 品 目	当社グループ会社名
電気機器事業	電線ケーブル類、ケーブルラック、一般電球類、住宅用・施設用照明器具、配分電盤、トランス、キュービクル、配線器具、冷暖房機器、工具類、放送設備、通信機器、防災システム、ビル管理システム	当社、アイティエフ㈱、東光電機産業㈱、NISHIDEN(MALAYSIA)SDN. BHD.、㈱山根電業社
産業機器事業	センサー、マイクロスイッチ、リレー、タイマー、FA機器、電子機器、表示器、接続機器、開閉器	当社、日本オートメ㈱、イナバエンジニアリング㈱、春日電機㈱、SIAM ORIENT ELECTRIC CO., LTD.
空調部材事業	ペアコイル、ネオコイル、フレア配管セット、スリムダクト、プラロック、ビッグタイ、耐火キャップ、JDダクト、銅管継手	当社、INABA DENKO (MALAYSIA)SDN. BHD.
その他の事業	損害保険代理店業務、旅行取次業サービス	イナバビジネスサービス㈱

(7) 主要な営業所及び工場（平成22年3月31日現在）

① 当社

本 工 物 流 セ ン タ ー 営 業 所	社 場 一 所	大阪市西区立売堀4丁目11番14号 茨城、奈良、福岡 東京、大阪 22営業所
近 東 京 都 関 東（東京 都 除 く） 北 海 道 東 北 東 海 北 陸 中 国 九 州	畿 都 道 北 海 陸 国 州	堺営業所など5営業所 西東京営業所など3営業所 横浜営業所など4営業所 札幌営業所など2営業所 仙台営業所 名古屋営業所など2営業所 金沢営業所 広島営業所など2営業所 九州営業所など2営業所

② 子会社

日 本 オ ー ト メ (株)	大 阪 府 東 大 阪 市
イ ナ バ エ ン ジ ニ ア リ ン グ (株)	大 阪 府 東 大 阪 市
ア イ テ ィ エ フ (株)	香 川 県 高 松 市
イ ナ バ ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス (株)	大 阪 市
東 光 電 機 産 業 (株)	横 浜 市
春 日 電 機 (株)	東 京 都 武 蔵 野 市

(8) 企業集団の使用人の状況（平成22年3月31日現在）

事業の種類別セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
電気機器事業	638(59)名	△9(△11)名
産業機器事業	418(63)	252(43)
空調部材事業	200(26)	△3(1)
その他の事業	3(2)	2(0)
全社(共通)	121(8)	13(△1)
合 計	1,380(158)	255(32)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて255名増加しておりますが、その主な理由は、平成21年10月1日付で春日電機(株)を連結子会社化したことによるものです。

2. 会社の株式に関する事項（平成22年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 76,460,000株
- (2) 発行済株式の総数 21,975,796株（自己株式1,424,204株を除く）
- (3) 当事業年度末の株主数 9,241名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 り そ な 銀 行	798,120株	3.63%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	671,400	3.05
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	641,400	2.91
因幡電機従業員持株会	590,624	2.68
吉 川 昌 子	404,900	1.84
日本生命保険相互会社	344,257	1.56
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	320,892	1.46
資産管理サービス信託銀行 株式会社（証券投資信託口）	319,100	1.45
株 式 会 社 日 阪 製 作 所	318,484	1.44
因 幡 則 男	312,321	1.42

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,424,204株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成22年3月31日現在)

①平成16年6月18日開催の株主総会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
670個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の数
67,000株
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり260,400円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成18年6月19日から平成22年6月18日まで
- ・新株予約権の行使の条件
各新株予約権の一部行使はできないものとする
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	219個	21,900株	4名
社外取締役	0個	0株	0名
監査役	0個	0株	0名

②平成17年6月17日開催の株主総会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
3,122個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の数
312,200株
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり348,000円

- ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年6月18日から平成23年6月17日まで
- ・新株予約権の行使の条件
各新株予約権の一部行使はできないものとする
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	774個	77,400株	10名
社外取締役	0個	0株	0名
監査役	20個	2,000株	1名

③平成21年7月30日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
3,840個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の数
384,000株
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり218,300円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成23年7月31日から平成28年7月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	1,150個	115,000株	10名
社外取締役	0個	0株	0名
監査役	0個	0株	0名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

平成21年7月30日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
3,850個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的となる株式の数
385,000株
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり218,300円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成23年7月31日から平成28年7月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない
- ・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当社使用人	2,700個	270,000株	195名
子会社の役員及び使用人	0個	0株	0名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成22年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	守谷承弘	
常務取締役	片山良一	管理本部長兼 海外事業部・商品部・物流部担当
取締役	吉良洋二	生産技術本部長兼生産事業部長
取締役	家郷晴行	経営企画室長兼総務部長 イナビジネスサービス㈱ 代表取締役社長
取締役	枝村浩平	電設本部長兼電設東日本事業部長
取締役	松山俊雄	電材本部長兼電材北海道事業部長
取締役	山本節次郎	電産本部長兼電工事業部長
取締役	吉田益巳	産機本部長兼Eテック事業部長
取締役	酒井昭	電設西日本事業部長
取締役	奥田善紀	電材西日本事業部長兼特販営業部長
取締役	高橋司	弁護士 ㈱毛髪クリニックリーブ21 監査役
常勤監査役	今村正善	
常勤監査役	高野憲昭	
監査役	中園和義	昭和リース㈱ 営業推進役 ㈱桑名商店 監査役
監査役	瀬尾眞澄	税理士

- (注)
1. 取締役高橋 司氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役中園和義氏及び瀬尾眞澄氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役瀬尾眞澄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、取締役高橋 司氏を東京証券取引所及び大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役	14名	182百万円
監 査 役	5名	32百万円
合 計	19名	214百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の総額のうち、社外取締役1名、社外監査役2名の報酬の合計額は10百万円であります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成20年6月20日開催の第60期定時株主総会において年額400百万円（内社外取締役分30百万円）以内（ただし、使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成9年6月27日開催の第49期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
5. 取締役及び監査役の報酬等の総額には、平成21年6月19日開催の第61期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役1名を含んでおります。なお、当事業年度末現在の役員員の員数は、取締役11名及び監査役4名であります。
6. 取締役の報酬等の総額には、平成21年6月19日開催の第61期定時株主総会において年額100百万円を上限として決議いただいたストックオプションによる報酬額10百万円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役中園和義氏は、昭和リース㈱の営業推進役を兼務しております。なお、当社と昭和リース㈱との間には特別な関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役高橋 司氏は、㈱毛髪クリニックリーブ21の社外監査役であります。なお、当社と㈱毛髪クリニックリーブ21との間には特別な関係はありません。

監査役中園和義氏は、㈱桑名商店の社外監査役であります。なお、当社と㈱桑名商店との間には特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会		監査役会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 高橋 司	13回中13回	100%	—	—
監査役 中園 和義	13回中13回	100%	8回中8回	100%
監査役 瀬尾 眞澄	13回中13回	100%	8回中8回	100%

(注) 当事業年度におきましては、合計13回の取締役会を開催しました。また、当事業年度におきましては、合計8回の監査役会を開催しました。

取締役会等における発言状況

取締役高橋 司氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。

監査役中園和義氏は、社外監査役として、取締役会において、審議に関して必要な発言を適宜行っております。また、監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務執行に関する事項について意見を述べております。

監査役瀬尾眞澄氏は、税理士としての豊富な経験を基に社外監査役としての見地から、取締役会において議案及び審議等につき積極的に発言を行っております。また、監査役会においても職務執行に関する事項について意見交換、重要事項の協議等を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(注) 監査法人トーマツは、平成21年7月1日付で監査法人の種類の変更により、有限責任監査法人トーマツとなりました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	35百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月17日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針を決議しております。その概要は以下のとおりであります。

なお、平成21年5月15日開催の取締役会において、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制への体制及び反社会的勢力排除に向けた体制の追加による改定を行っております。

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ) 法令、社内規定等を遵守するための社内基準を定め、これを役員・使用人に周知徹底する。
 - ロ) コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメントと企業倫理・コンプライアンスを統合して推進する。
 - ハ) 内部監査を実施し、倫理性・透明性の高い事業活動を実践できるよう遵法精神の浸透を図る。
- ニ) 内部通報制度を導入し、法令等に違反する行為、またはそのおそれのある行為について、使用人より通報を受け付ける。
- ホ) 社外取締役を選任し、経営監視機能を強化する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ) 法令、社内規定に基づく文書について保存し、閲覧可能な状態を維持する。
- ロ) 透明性の高い経営を実現するために、情報開示委員会を設置し、重要情報について適時に積極的な開示を行う。

③リスク管理に関する規定その他の体制

- イ) 各事業部単位でリスクの洗い出しを行い、定期的に見直しを行う。
重点対応リスク及び対応方針を検討し、各部門で対応策を実施する。
- ロ) 上記のうち全社に関係する重大リスクについては、全社対応を行う。
- ハ) 危機発生の際には、対策委員会を設置する等して報告及び情報伝達を迅速に行い、必要な対策を講じる。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ) 社内カンパニー制を採用し、各事業部の執行責任及び成果責任を明確化するとともに意思決定の迅速化と業務の効率化を図る。

- ロ)取締役会にて構築すべき内部統制の有効性について、内部監査にて検証する。
- ⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ)関係会社の体制においては親会社の体制に準拠する。
- ロ)関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
- ⑥財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ)当社グループの財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規定等の整備を図るとともに適切に報告する体制を整備する。
- ロ)その体制についての整備・運用状況を定期的・継続的に評価する仕組みを構築する。
- ⑦監査役監査の実効性を確保するための体制
- イ)監査役が職務補助すべき使用人を求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ、当該スタッフを指名する。当該スタッフは監査役の指揮命令下で職務遂行する。
- ロ)取締役は、重要事項について監査役に報告する。
- ハ)監査役会は、社長及び取締役へ定期ヒアリングを行う。また、監査室長を招聘し、内部監査報告を実施する他、会計監査人とも定期的な意見交換を行う。
- ニ)監査役は必要に応じて、重要会議に出席することができる。
- ホ)社外監査役を通じ、監査の客観性と実効性を確保する。
- ⑧反社会的勢力排除に向けた体制
- イ)当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係その他いかなる関係も持たない。
- ロ)反社会的勢力による不当な要求には、警察当局等と連携しながら毅然たる態度で対応する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は株式会社の支配に関する基本方針を定めており、その概要（会社施行規則第118条第3号に掲げる事項）は以下のとおりであります。

①基本方針の内容

当社は、当社の株券等の大規模買付提案であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、本来、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものであります。

しかし、昨今、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として株券等の大規模買付けを強行するといった動きが顕在化しております。このような大規模買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、あるいは取締役会が代替案を策定するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付けを行おうとする者の掲げる条件よりも有利な条件を提示するためにこれらの者との交渉を必要とするもの等、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた諸施策の潜在的効果、事業分野・人的ネットワークの有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上でなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることは困難であると考えており、当社の株券等の大規模買付けを行う者がこれらの要素を十分に把握し、中長期的に確保させるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反することになると考えます。

こうした事情に鑑み、当社は、このような、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

②基本方針の実現に資する取組み

- ・当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

<当社の経営の基本理念について>

当社は、「省エネルギー、省資源など地球環境に配慮し、豊かで快適な社会づくりに貢献する」という経営の基本理念のもと、電設資材商品の卸販売・空調部材等の製造販売を行っております。省エネルギーの推進、地球環境への配慮といった新しい価値観が時代のニーズをリードしておりますが、その中でも電気に関わる商品・製品が社会に果たす役割は無限にあるといっても過言ではありません。当社は、これらを安定供給するという社会的使命を果たしつつ、当社を取り巻く多くのステークホルダーの信頼に応え、その責任を果たすことを通じて、企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保・向上を図っております。

<当社の企業価値の源泉について>

当社は、昭和13年に特殊電動発動機の製造業として創業し、その後、電設資材商品の卸販売業へ転換し、さらに、商品を広く供給するという流通業としての使命に応えるべく営業の全国展開を行うとともに、空調部材等の製造販売業に進出する等して、今日に至っております。当社が、このように長きにわたり事業を展開することができているのは、当社の事業の背後にある経営の基本理念を、株主の皆様をはじめとするステークホルダーにご理解いただけているからと考えております。

当社の特徴は、電設資材商品の卸販売、及び、空調部材等の製造販売を両輪として事業を展開していることにあります。電設資材商品の卸販売においては、豊富な商品知識と独自の調達機能を活かし、単なる商材の流通にとどまることなく付加価値の高い活きた商材を提供し続けることにより、業界最大手の規模と販売量を誇っております。他方、空調部材等の製造販売においては、独創性の高い製造技術や新たなニーズの発掘に基づく高品質な製品の提案により、高収益を生み出しております。かかる両輪のシナジー効果が、当社事業の継続的な成長につながっております。

また、当社は、電設資材商品の卸販売業として総合メーカーの傘下に入ることなく、経営の独立性を確保しているという特徴も有しております。このことにより、仕入面に関しては、特殊分野に特化した専門メーカーを中心として、幅広い商材の取扱いが可能となり、顧客のニーズに即応した供給体制を実現することができるとともに、専門メーカー等と共同して顧客のニーズを商品開発につなげることも可能となっております。加えて、販売面に関しては、総合メーカー主導の販売エリアの束縛を受

けることなく、主要都市に営業拠点を配置することができ、全国各地の顧客へ商品を提供することが可能となっています。さらに、メーカーと顧客をつなぐ卸販売業として、「人と人のつながり」、「会社と会社のつながり」を大切にする当社の社風は、創業から今日に至るまでの得意先・仕入先との相互研鑽を形成し、取引先相互の発展と良好な関係の構築に結実しております。

さらに、顧客満足度の向上、他社との差別化を図るためには、電設資材・空調部材等分野の専門家としての技術力を備えた人材が不可欠であり、このような技術力を備えた従業員が当社の経営資源の核となることから、当社はこれまでも優秀な人材の確保や継続的な育成に時間と資金を惜しまない経営方針を貫いてまいりました。当社は、今後とも、従業員とともに成長・発展していく企業であり続けたいと考えております。

当社がその社会的使命・責任を果たすためには、長期にわたる安定的な経営基盤の確保に努めることが必要であると考え、当社を支援してくださる株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして掲げております。したがって、配当政策につきましては期間業績に応じた適正な利益還元を目指し、期末配当として年1回、当期純利益の45%を配当する業績連動型の配当政策を基本方針としております。

<当社の今後の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて>

当社の中核事業は建設業界の川下に位置し、国内における建設需要の低迷を背景とした趨勢的なマーケットの縮小が予想されます。特に、リーマン・ショック以降は、設備投資や住宅投資の冷え込みが深刻化し、極めて厳しい状況が続いております。

このような認識のもと、当社は、中長期的な成長に向けて次の重点施策を実行してまいります。

・自社製品・PB商品の開発

空調部材を中心とした「INABA DENKO (因幡電工)」、マルチメディア情報配線システム「Abaniact (アバニアクト)」といった自社ブランドを展開しております。顧客ニーズに対応した付加価値の高い自社製品やPB商品の開発を加速し、収益力の強化を図ってまいります。

- ・環境ビジネスの推進

太陽光発電システムの専任組織「太陽光発電プロジェクト」を昨年8月に立ち上げ、太陽光発電設備及び関連部材の拡販に注力しております。このほか、LED照明など今後成長が見込まれる省エネ・環境配慮型商品の販売を軸として環境ビジネスを積極的に推進してまいります。

- ・コスト削減の徹底

価格競争が激化するなか、無駄の排除による諸経費の節減、生産や物流の合理化といったコスト削減を徹底し、経営効率の向上を追求してまいります。

以上の取組みを通じて、企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保・向上させることに努めてまいります。

- ・コーポレート・ガバナンスの整備

当社は、上記諸施策をより実効性あるものとするために、コーポレート・ガバナンスに重点を置いた経営を行っております。

経営上の意思決定・業務執行の監督を行う機関である取締役会の意思決定の客観性・合理性を担保し、これに対する監督機能の充実を図るべく社外取締役を1名選任するとともに、取締役の経営責任を明確にするべく取締役の任期を選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしております。さらに、意思決定機関としての取締役会を補完するものとして経営会議を設置し、中長期的な経営方針、経営戦略のほか、取締役会の委嘱を受けた業務執行上の重要事項について審議しております。

また、経営チェック機関として、監査役は、取締役会の意思決定や取締役の業務執行を監査するほか、社長直属の専任部門である監査室とも緊密な連携をとり、また、会計監査人とも積極的な意見・情報交換等を行うことにより、監査役監査の実効性を高めております。

- ③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成18年5月17日開催の取締役会において導入を決議し、平成18年6月16日開催の第58期定時株主総会における承認により導入された「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針」を変更し、当社定款第19条に基づき、平成20年6月20日開催の第60期定時株主総会において、以下にその概要を記載する対応方針（以下、「本プラン」といいます。）を導入することについて承認を得ております。その概要は以下の

とおりであります。

- ・本プラン発動の対象となる買付行為

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け、もしくは、当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為またはこれらに類似する行為（以下、「大規模買付行為」といいます。また、大規模買付行為を行おうとする者または大規模買付行為の提案を行う者を、以下、併せて「大規模買付者等」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合が対象となります。

- ・情報提供とその評価・検討等

<当社に対する情報提供>

大規模買付者等には、大規模買付行為に先立ち、本プランに定められた手順を遵守する旨の誓約その他一定の事項を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社取締役会に提出していただきます。

当社取締役会は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者等に対して、大規模買付行為に関する情報として当社への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者等には、当該書面に従い、大規模買付行為に対する株主の判断並びに当社取締役会及び特別委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を、当社取締役会が適切と判断する期限までに当社取締役会に書面で提供していただきます。提出された大規模買付情報が、株主または当社取締役会もしくは特別委員会が当該大規模買付行為を評価・検討するための情報として十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、適宜回答期限を定めた上で大規模買付者等に対して追加的に情報提供を求めることがあります。また、当社取締役会は、株主の皆様または当社取締役会もしくは特別委員会が大規模買付行為を評価・検討するための必要かつ十分な情報が、大規模買付者等から提出されたと判断する場合には、その旨の通知を大規模買付者等に行います。

なお、意向表明書の提出があった事実、及び、当社取締役会に提供された大規模買付情報その他の大規模買付行為に関連する情報のうち、株主の皆様のご判断のため開示することが妥当であると考えられるものにつきましては適時適切に開示します。

＜当社取締役会による大規模買付情報の評価・検討等＞

大規模買付者等による大規模買付情報の提供が行われた後、当社取締役会は、これらの情報を評価・検討し、大規模買付者等との買付条件に関する交渉、当該大規模買付行為に対する意見形成、代替案の策定等を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動の是非について、下記記載の特別委員会に諮問し、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得るものとします。

当社取締役会がこれらの評価・検討等を適切に行うために、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株券等の大規模買付行為の場合）または90日間（それ以外の大規模買付行為の場合）の評価期間を設定します。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、評価期間終了日までに、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表いたします。

また、当社は、当該決定がなされた場合は、速やかにその旨及び対抗措置発動の際には法令等により定められている事項のほか、当社取締役会が適切と認める事項について当社株主及び投資家の皆様に開示を行います。

なお、当社取締役会が評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決定に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合は、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、最大30日間評価期間を延長できるものとします。評価期間を延長する場合は、延長する日数及び延長の理由を速やかに情報開示いたします。

大規模買付者等は、評価期間が経過した後においてのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。

・大規模買付行為がなされた場合の対応方針

＜大規模買付者等が本プランに定める手続を遵守する場合＞

大規模買付者等が本プランに定める手続を遵守する場合には、当社取締役会が仮に大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は存するものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することはありません。大規模買付者等の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該大規模買付行為の内容並びにそれに対する当社取締役会の意見及び代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者等が本プランに定める手続を遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として、対抗措置の発動を決定することがあります。

＜大規模買付者等が本プランに定める手続を遵守しない場合＞

大規模買付者等が本プランに定める手続を遵守していないことが明らかかな場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保することを目的として、特別委員会の勧告を待たずに対抗措置の発動を決定することができるものとします。大規模買付者等が本プランに定める手続を遵守していないと当社取締役会が判断するものの、それが必ずしも明らかでない場合には、かかる手続が遵守されたか否かについて特別委員会に諮問し、かかる手続が遵守されておらず対抗措置を発動すべきであると特別委員会が勧告する場合には、取締役会はその勧告を最大限尊重して対抗措置の発動を決定することがあります。

対抗措置の具体的な方策としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行います。また、会社法その他法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

・株主総会の決議

特別委員会から対抗措置の発動の是非について株主総会に諮るよう勧告された場合においては、取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する議案を当社定款第12条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあります。当該株主総会が開催される場合には、当該株主総会において新株予約権の無償割当てに関する決議がされた後においてのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。当該株主総会において当該議案が可決された場合には、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行います。

・特別委員会の概要

本プランに定める手続が遵守されたか否か、取締役会の評価期間を延長するか否か、及び、本プランに基づく対抗措置を講じるか否か等の当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するために、当社は、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。

特別委員会は3名以上の委員により構成され、各委員は、当社取締役会が当社社外取締役、当社社外監査役及び社外の有識者(弁護士、税理士、

公認会計士及び学識経験者等)の中から選任します。かかる特別委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。

④上記の具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の確保・向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的に、上記記載の基本方針の実現に資する取組みを行ってまいりました。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、その向上が株主及び投資家による当社株式の評価に適正に反映されることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模買付行為が困難になるものと考えられ、これらの取組みは、基本方針に資するものであると考えております。したがって、上記記載の基本方針の実現に資する取組みは基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

また、本プランは、前述のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。本プランは、株主総会において株主の皆様の承認を得た上で導入され、また、対抗措置の発動にあたって新株予約権無償割当てに関する議案を株主総会に付議することがあるものとされており株主意思を重視するものであること、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件が設定されていること、本プランの運用ないし対抗措置の発動に関する取締役会の判断の合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として特別委員会が設置され、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重して取締役会が判断を行うこととされていること、本プランは有効期間の満了前であっても株主総会または株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により何時でも廃止することができ、また、当社取締役の任期は1年であり毎年の定時株主総会で取締役の構成員の交代を一度に行うことができることから今後の本プランの更新、廃止について、株主の皆様の意思が反映されるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	77,467	流動負債	38,794
現金及び預金	21,830	支払手形及び買掛金	34,001
受取手形及び売掛金	46,477	未払法人税等	1,225
有価証券	387	賞与引当金	1,377
商品及び製品	5,845	役員賞与引当金	71
仕掛品	34	その他	2,119
原材料及び貯蔵品	374	固定負債	4,315
繰延税金資産	801	繰延税金負債	130
その他	1,740	退職給付引当金	44
貸倒引当金	△24	その他	4,139
固定資産	32,964	負債合計	43,109
有形固定資産	20,614	純資産の部	
建物及び構築物	6,097	株主資本	66,846
機械装置及び運搬具	398	資本金	8,120
工具、器具及び備品	552	資本剰余金	8,328
土地	13,552	利益剰余金	54,115
建設仮勘定	8	自己株式	△3,717
その他	5	評価・換算差額等	324
無形固定資産	1,641	その他有価証券評価差額金	316
投資その他の資産	10,708	為替換算調整勘定	8
投資有価証券	8,772	新株予約権	36
長期貸付金	61	少数株主持分	115
繰延税金資産	129	純資産合計	67,322
その他	1,866	負債・純資産合計	110,431
貸倒引当金	△121		
資産合計	110,431		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		152,115
売 上 原 価		130,608
売 上 総 利 益		21,507
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		15,237
営 業 利 益		6,269
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	102	
受 取 配 当 金	124	
仕 入 割 引	753	
負 の の れ ん 償 却 額	207	
そ の 他	169	1,357
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	41	
売 上 割 引	863	
そ の 他	63	969
経 常 利 益		6,657
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	94	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	10	
そ の 他	0	104
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	20	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	15	
固 定 資 産 除 却 損	3	
固 定 資 産 売 却 損	0	39
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		6,723
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,617	
法 人 税 等 調 整 額	283	2,901
少 数 株 主 損 失		3
当 期 純 利 益		3,824

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から)
(平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成21年3月31日 残高	8,120	8,328	52,509	△3,716	65,242
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△2,219		△2,219
当 期 純 利 益			3,824		3,824
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分			△0	0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,605	△1	1,604
平成22年3月31日 残高	8,120	8,328	54,115	△3,717	66,846

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算調整勘定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計			
平成21年3月31日 残高	△543	-	△543	-	49	64,748
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△2,219
当 期 純 利 益						3,824
自 己 株 式 の 取 得						△1
自 己 株 式 の 処 分						0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	859	8	867	36	65	969
連結会計年度中の変動額合計	859	8	867	36	65	2,573
平成22年3月31日 残高	316	8	324	36	115	67,322

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 7社
- ・連結子会社の名称
日本オートメ（株）
イナバエンジニアリング（株）
アイティエフ（株）
イナバビジネスサービス（株）
東光電機産業（株）
春日電機（株）
SIAM ORIENT ELECTRIC CO., LTD.

上記のうち、春日電機（株）については、当連結会計年度において新たに設立したことにより、また、SIAM ORIENT ELECTRIC CO., LTD.については、事業譲受により春日電機（株）の子会社になったことに伴い、それぞれ当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

②非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

- ・非連結子会社の名称
INABA DENKO (MALAYSIA) SDN. BHD.
（株）山根電業社
- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

- INABA DENKO (MALAYSIA) SDN. BHD.
- NISHIDEN (MALAYSIA) SDN. BHD.
（株）山根電業社

②持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちSIAM ORIENT ELECTRIC CO., LTD. の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

ロ) たな卸資産

商品 …………… 主として移動平均法による原価法

製品・原材料 …… 主として総平均法による原価法

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ) 有形固定資産

（リース資産を除く） … 定率法。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物……………13年～50年

機械装置及び運搬具…4年～15年

工具、器具及び備品…2年～20年

ロ) 無形固定資産

（リース資産を除く） … 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法。

③重要な引当金の計上基準

イ) 貸倒引当金 …………… 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ) 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

- ハ) 役員賞与引当金 …… 当社は役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ニ) 退職給付引当金 …… 連結子会社の従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務見込額及び年金資産の額に基づき計上しております。

④消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しております。

(6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、20年以内のその効果が及ぶ期間にわたって均等償却しております。

なお、金額が僅少な場合は、発生時に一括償却しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 12,126百万円 |
| (2) 受取手形裏書譲渡高 | 1,130百万円 |

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	23,400千株	—	—	23,400千株
合計	23,400千株	—	—	23,400千株
自己株式				
普通株式 (注) 1、2	1,423千株	0千株	0千株	1,424千株
合計	1,423千株	0千株	0千株	1,424千株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成21年6月19日開催の第61期定時株主総会決議による配当に関する事項

- | | |
|------------|------------|
| ・株式の種類 | 普通株式 |
| ・配当金の総額 | 2,219百万円 |
| ・1株当たり配当金額 | 101円 |
| ・基準日 | 平成21年3月31日 |
| ・効力発生日 | 平成21年6月22日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成22年6月18日開催予定の第62期定時株主総会において次のとおり付議予定であります。

- | | |
|------------|------------|
| ・株式の種類 | 普通株式 |
| ・配当金の総額 | 1,626百万円 |
| ・1株当たり配当金額 | 74円 |
| ・基準日 | 平成22年3月31日 |
| ・効力発生日 | 平成22年6月21日 |

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

平成16年6月18日株主総会決議分

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 67,000株

平成17年6月17日株主総会決議分

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 312,200株

平成21年7月30日取締役会決議分

(権利行使期間の初日が到来しておりません。)

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 384,000株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、運転資金については自己資金で賄っております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての買掛金残高の範囲内にあるものを除き、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての売掛金の残高の範囲内にあるものを除き、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規定に従い、営業債権及び長期貸付金について、審査課及び各営業担当事業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規定に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を決めた社内ルールに従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を連結売上高の1か月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち10.1%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（注2）参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	21,830	21,830	—
(2) 受取手形及び売掛金	46,477	46,477	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	8,723	8,723	—
資産計	77,031	77,031	—
(1) 支払手形及び買掛金	34,001	34,001	—
負債計	34,001	34,001	—
デリバティブ取引(※1)	—	—	—

(※1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資 産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引：該当事項はありません。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当連結会計年度（平成22年3月31日）		
			契約額等 （百万円）	契約額等の うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）
為替予約等の 振当処理	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金	29	—	29
	買建				
	米ドル	買掛金	39	—	40

（注）時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	336
優先出資証券	100

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	21,830	—	—	—
受取手形及び売掛金	46,477	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
(1) 債券(社債)	—	99	—	—
(2) その他	387	196	—	147
合計	68,695	296	—	147

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

5. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 3,056.57円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 174.05円 |

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	75,283	流動負債	38,092
現金及び預金	21,157	支払手形	1,364
受取手形	11,685	買掛金	32,531
売掛金	33,921	未払金	969
有価証券	387	未払費用	259
商品及び製品	5,579	未払法人税等	1,134
原材料及び貯蔵品	114	前受金	354
前渡金	163	預り金	48
前払費用	76	前受収益	9
繰延税金資産	783	賞与引当金	1,309
未収入金	413	役員賞与引当金	71
その他の金	1,014	その他	40
貸倒引当金	△14	固定負債	4,106
固定資産	33,276	預り保証金	3,625
有形固定資産	19,577	長期未払金	481
建物	5,755	負債合計	42,198
構築物	91	純資産の部	
機械及び装置	285	株主資本	66,022
車両運搬具	63	資本金	8,120
工具、器具及び備品	468	資本剰余金	8,328
土地	12,910	資本準備金	8,328
建設仮勘定	2	利益剰余金	53,291
無形固定資産	1,614	利益準備金	807
ソフトウェア	933	その他利益剰余金	52,484
ソフトウェア仮勘定	646	別途積立金	35,500
電話加入権	34	繰越利益剰余金	16,984
投資その他の資産	12,084	自己株式	△3,717
投資有価証券	8,586	評価・換算差額等	302
関係会社株式	1,066	その他有価証券評価差額金	302
出資	7	新株予約権	36
長期貸付金	61	純資産合計	66,360
関係会社長期貸付金	430	負債・純資産合計	108,559
破産更生債権等	54		
長期前払費用	39		
繰延税金資産	245		
差入保証金	542		
保険積立金	563		
その他の金	573		
貸倒引当金	△86		
資産合計	108,559		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		149,397
売 上 原 価		128,981
売 上 総 利 益		20,416
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		14,255
営 業 利 益		6,160
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	94	
受 取 配 当 金	124	
仕 入 割 引	741	
そ の 他	204	1,165
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	41	
売 上 割 引	855	
そ の 他	66	963
経 常 利 益		6,362
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	93	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	10	
そ の 他	0	104
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	20	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	15	
固 定 資 産 除 却 損	3	
固 定 資 産 売 却 損	0	39
税 引 前 当 期 純 利 益		6,427
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,532	
法 人 税 等 調 整 額	296	2,829
当 期 純 利 益		3,597

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本計 合
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			自己株式		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計	
				別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金				
平成21年3月31日 残高	8,120	8,328	8,328	807	35,500	15,605	51,912	△3,716	64,645
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当						△2,219	△2,219		△2,219
当 期 純 利 益						3,597	3,597		3,597
自 己 株 式 の 取 得								△1	△1
自 己 株 式 の 処 分						△0	△0	0	0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)									-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	1,378	1,378	△1	1,377
平成22年3月31日 残高	8,120	8,328	8,328	807	35,500	16,984	53,291	△3,717	66,022

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成21年3月31日 残高	△539	△539	-	64,105
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△2,219
当 期 純 利 益				3,597
自 己 株 式 の 取 得				△1
自 己 株 式 の 処 分				0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	841	841	36	878
事業年度中の変動額合計	841	841	36	2,255
平成22年3月31日 残高	302	302	36	66,360

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び

関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの … 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの … 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品 …… 移動平均法による原価法

製品 …… 総平均法による原価法

原材料 …… 総平均法による原価法

貯蔵品 …… 最終仕入原価法

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く） … 定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 …… 13年～50年

機械及び装置 …… 7年～10年

工具、器具及び備品 … 2年～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く） … 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …… 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金 …… 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	11,598百万円
(2) 受取手形裏書譲渡高	1,076百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	943百万円
短期金銭債務	224百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	2,361百万円
仕入高	547百万円
その他の営業取引高	69百万円
営業取引以外の取引高	54百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式 (注) 1、2	1,423千株	0千株	0千株	1,424千株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)

繰延税金資産	未払事業税	93百万円
	賞与引当金	532百万円
	その他	157百万円
	<u>繰延税金資産合計</u>	<u>783百万円</u>

(流動負債)

繰延税金負債	有価証券評価差額金	0百万円
	<u>繰延税金負債合計</u>	<u>0百万円</u>

繰延税金資産の純額 783百万円

(固定資産)

繰延税金資産	投資有価証券評価損	86百万円
	貸倒引当金繰入限度超過額	0百万円
	減損損失	114百万円
	その他	118百万円
	<u>繰延税金資産合計</u>	<u>320百万円</u>

(固定負債)

繰延税金負債	有価証券評価差額金	75百万円
	<u>繰延税金負債合計</u>	<u>75百万円</u>

繰延税金資産の純額 245百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用自動車、事務用機器及びソフトウェアの一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,018.08円
(2) 1株当たり当期純利益	163.72円

独立監査人の監査報告書

平成22年5月10日

因幡電機産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大西寛文	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和田朝喜	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、因幡電機産業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、因幡電機産業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成22年5月10日

因幡電機産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大西寛文	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	和田朝喜	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、因幡電機産業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月12日

因幡電機産業株式会社 監査役会

常勤監査役 今 村 正 善 ㊟

常勤監査役 高 野 憲 昭 ㊟

社外監査役 中 園 和 義 ㊟

社外監査役 瀬 尾 眞 澄 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しております。期間業績に応じた適正な利益還元を目指し、期末配当として年1回、当期純利益の45%を配当する業績連動型の配当政策を基本方針としております。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

上記方針に基づき、当期の1株当たり期末配当金につきましては、普通配当74円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,626,208,904円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年6月21日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（11名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう取締役を1名減員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	もりや よしひろ 守谷 承弘 (昭和26年9月20日生)	昭和49年3月 当社入社 平成10年6月 当社取締役電設事業部長 平成13年4月 当社取締役電設本部長兼電設事業部長 平成13年10月 当社取締役電設本部長兼電設事業部長兼近畿電設事業部長 平成14年4月 当社取締役電設本部長 平成15年4月 当社常務取締役電設本部長 平成16年4月 当社代表取締役社長兼電設本部長 平成17年4月 当社代表取締役社長 平成22年4月 当社代表取締役社長兼営業本部長（現任）	15,177株
2	えだむら こうへい 枝村 浩平 (昭和31年7月29日生)	昭和54年9月 当社入社 平成17年6月 当社取締役電設本部長 平成20年4月 当社取締役電設本部長兼電設東日本事業部長 平成22年4月 当社常務取締役営業本部担当兼電設東日本事業部長兼近畿電設事業部・営業企画部担当（現任）	8,347株
3	きら ようじ 吉 良 洋 二 (昭和30年7月16日生)	昭和60年10月 当社入社 平成11年6月 当社取締役生産事業部長兼生産管理部長 平成14年4月 当社取締役生産事業部長 平成16年4月 当社取締役技術開発センター長 平成17年4月 当社取締役生産技術本部長兼技術開発センター長 平成19年4月 当社取締役生産技術本部長 平成21年10月 当社取締役生産技術本部長兼生産事業部長 平成22年4月 当社常務取締役生産技術本部長兼生産事業部長兼品質保証部長（現任）	5,089株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
4	いえさと はるゆき 家 郷 晴 行 (昭和32年3月22日生)	昭和55年3月 当社入社 平成15年6月 当社取締役経営企画室長兼 総務部長 平成21年4月 当社取締役経営企画室長兼 総務部長 イナバビジネスサービス(株) 代表取締役社長(現任) 平成22年4月 当社取締役管理本部長兼経 営企画室長兼総務部長 (現任)	10,772株
5	まつやま としお 松 山 俊 雄 (昭和23年10月19日生)	昭和42年11月 当社入社 平成19年6月 当社取締役電材東日本事業 部長 平成21年4月 当社取締役電材本部長兼電 材北海道事業部長 平成22年4月 当社取締役営業本部担当兼 電材北海道事業部長兼電材 東日本事業部担当(現任)	6,967株
6	やまもと せつじろう 山 本 節 次 郎 (昭和26年3月3日生)	昭和49年3月 当社入社 平成19年6月 当社取締役電工事業部長兼 営業推進部長 平成20年4月 当社取締役電産本部長兼電 工事業部長 平成22年4月 当社取締役電工事業部長 (現任)	9,218株
7	よしだ ますみ 吉 田 益 巳 (昭和26年11月25日生)	昭和49年6月 当社入社 平成20年6月 当社取締役産機本部長兼E テック事業部長 平成22年4月 当社取締役Eテック事業部 長(現任) イナバエンジニアリング(株) 代表取締役社長(現任)	3,771株
8	さかい あきら 酒 井 昭 (昭和27年2月15日生)	昭和45年3月 当社入社 平成21年6月 当社取締役電設西日本事業 部長 平成22年4月 当社取締役営業本部担当兼 電設西日本事業部・システ ム営業部担当(現任)	7,826株
9	おくだ よしのり 奥 田 善 紀 (昭和33年3月16日生)	昭和55年3月 当社入社 平成21年6月 当社取締役電材西日本事業 部長兼特販営業部長 平成22年4月 当社取締役電材西日本事業 部長(現任)	3,335株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
10	たかはし つかさ 高橋 司 (昭和37年12月10日生)	平成元年4月 弁護士登録(大阪弁護士 会) 勝部法律事務所(現 勝 部・高橋法律事務所) 入所 (現在) 平成15年2月 ㈱毛髪クリックリーフ [®] 21監査役 平成16年6月 当社監査役 平成20年6月 当社取締役(現任)	0株

- (注)
1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別な利害関係はありません。
 2. 高橋 司氏は社外取締役候補者であります。
 3. 高橋 司氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は、弁護士として企業法務に精通しており、専門的な知識・経験等を有しておられることから、社外取締役候補者として適任であると考えております。
 4. 高橋 司氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 5. 高橋 司氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、高橋 司氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
 6. 当社は、高橋 司氏を東京証券取引所及び大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役中園和義氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
ひらまつ やすひろ 平松 靖弘 (昭和28年9月16日生)	平成4年5月 (株)協和埼玉銀行(現(株)りそな銀行)高槻富田支店長 平成15年12月 りそな決済サービス(株)出向 平成21年6月 りそな債権回収(株) 大阪債権管理部シニア アセットマネージャー (現任)	0株

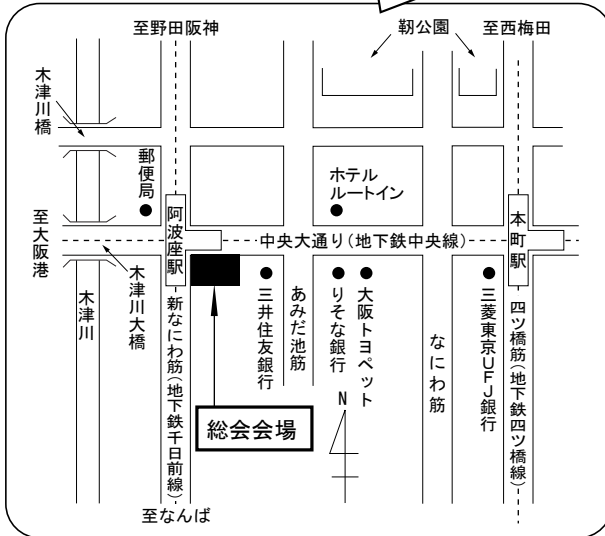
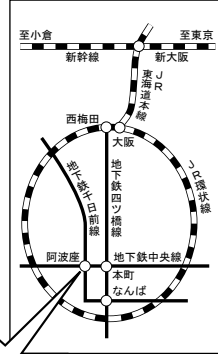
- (注)
1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
 2. 平松靖弘氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 平松靖弘氏は、金融業界での長年の豊富な経験と幅広く高度な見識により、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。
 4. 平松靖弘氏は、選任後、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市西区立売堀 4 丁目11番14号
当 社 11階会議室

交 通 地下鉄
(中央線・千日前線)
阿波座駅下車
(4番出口すぐ)



(なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承くださいますようお願い申し上げます。)